改定後

マイ・ペイすリボ会員特約 第2条(カード利用代金の支払区分) (略)

2. 本カードの弁済金 (毎月支払額) は、個人会員規約第31条または法人「f」会員規約第34条にかかわらず、指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。

第5条(マイ・ペイすリボの設定)

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング 払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が 必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合があります。

<お支払い例(指定金額1万円の場合)> (略)

- ◆第2回(11月10日)お支払い (略)
- ③弁済金…10,082 円 (①82 円+<u>②</u>10,000円)

(略)

改定前

マイ・ペイすリボ会員特約 第2条(カード利用代金の支払区分) (略)

2. 本カードの弁済金 (毎月支払額) は、個人会員規約第31条または法人「f」会員規約第34条にかかわらず、指定した金額(5千円または1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

第5条 (マイ・ペイすリボの設定)

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング 払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が 必要と認めリボルビング払い利用枠の設定 を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。

<お支払い例(指定金額1万円の場合)>
(略)

- ◆第2回(11月10日)お支払い (略)
- ③弁済金…10,082円(①82円+10,000円) (略)